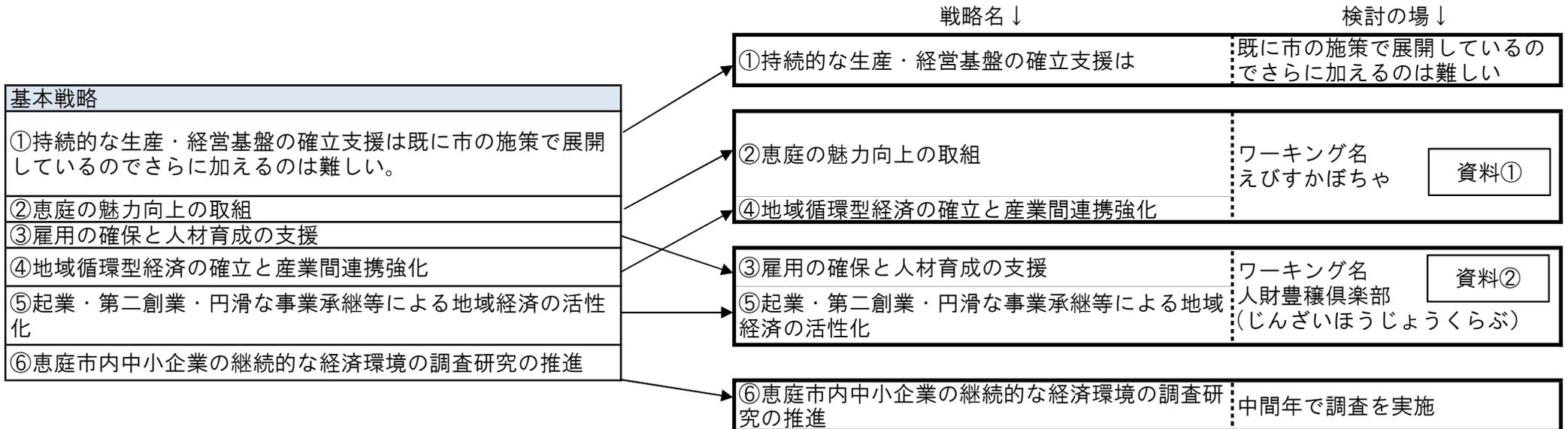


中小企業振興協議会での検討結果について

I. 中小企業振興審議会で中小企業振興基本計画を答申した後の中小企業振興協議会の動き

H27年度 第2回中小企業振興審議会	H27. 11. 9(月)	・ 恵庭市中小企業振興基本計画に係る恵庭市からの諮問 ・ 恵庭市基本計画（案）について ・ 恵庭市中小企業振興基本計画（案）に係る恵庭市への答申について
中小企業振興協議会事前打ち合わせ	H28. 1. 14(木)	・ 中小企業振興協議会の今後の進め方について、アドバイザー3名と事務局による打ち合わせ
第9回 中小企業振興協議会	H28. 1. 28(木)	・ 恵庭市の現状及び中小企業振興基本計画について【確認】 ・ ワーキンググループの実施（部会の名前決め）
H28年度 第1回 中小企業振興協議会 (計画が策定したことを機に協議会を年度毎に第〇回とする)	H28. 4. 25(月)	・ ワーキンググループの実施 (具体的施策及び方針の順位付けの検討、具体的施策のアイディア出し)
中小企業振興協議会事前打ち合わせ	H28. 5. 17(火)	・ 中小企業振興協議会の今後の進め方について、アドバイザー3名と事務局による打ち合わせ
H28年度 第2回 中小企業振興協議会	H28. 5. 30(月)	・ ワーキンググループの実施 (具体的施策のアイディア出し)
H28年度 第3回 中小企業振興協議会	H28. 7. 25(月)	・ ワーキンググループの実施 (具体的施策のアイディア出し及びグループ毎の発表)

II. 基本計画の推進管理及び具体的施策の検討（体系図のとおり）



* 検討結果は資料①、②

	中小企業振興基本計画策定時の課題 (P15～、P24～)	課題解決に向けた視点	ワーキングでの委員からの意見	事業アイデア 短期的視点～1. 2年で効果がでるもの 中・長期的視点～効果の発現に時間を要するもの
基本戦略2 恵庭の魅力向上の取組	(9)観光振興に関し、その展開の是非を含めた具体的施策の検討	視点2 :地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市外など「外」からの知名度が低い。まず「恵庭」という名前を知ってもらう必要がある。 ・札幌に向かう途中に恵庭で降りることがない。来てみないと恵庭の花など魅力に気付かない。まず来てもらうための工夫が必要。 ・「恵庭＝かぼちゃ」を全面に出してアピールして、まず「恵庭」を知ってもらう。 ・市内の自然などを撮った写真のデータなどを上手く活用する。 ・既存のイベントを組み合わせたり、位置づけを変更するなどし、外への魅力発信を強化する。 	<p>【短期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の魅力ある自然などの写真や動画をホームページやYouTubeを活用し、観光地・撮影地としてアピールする。 ・既存のイベントをかぼちゃに特化したものにし、市外への魅力発信を強化する。 <p>【中・長期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の飲食店にかぼちゃを使った商品を開発してもらい、イベント等で販売、レシピを公開するなど「恵庭＝かぼちゃ」としての知名度上昇を図る
	基本戦略4 産地間循環型経済の確立と	(4)地域内での企業間の連携、産業連携を構築する仕組みづくり、具体的施策の検討が必要	視点1 :市内企業同士の取引活性化による地域循環型経済の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・恵庭は取引が比較的オープンであり、市外の業者との取引が多い。逆に小樽市は閉鎖的であり、市内の業者でなければ取引せず、それにより商店街が継続している状況もある。 ・市内の農業と工業などが連携し商品開発を行い、それらを販売するチャンネルとして、道内の自治体が多数参加する道産子プラザなどと差別化した新しい販路を開拓する。売れる販路があれば商品開発も進み、市内の地域循環に繋がる。

	中小企業振興基本計画策定時の課題 (P15～、P24～)	課題解決に向けた視点	ワーキングでの委員からの意見	事業アイデア 短期的視点～1.2年で効果がでるもの 中・長期的視点～効果の発現に時間を要するもの
基本戦略3 雇用の確保と人材育成の支援	(2)人材の確保(質・量とも)、人材育成に対する具体策の検討が求められている	視点2 :働きやすい労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の確保という点を重要視すると、仕事があつて初めて人が集まるので有効。ただし、労働力が既存の企業から移動しているだけで、既存企業が人手不足となっているという話も聞く。又、工場だけでは本社の考え次第でいつ撤退するかわからないので、誘致は本社機能ごとにすべき。 ・雇用の確保する上で、学生がどこで働きたいかはその土地のイメージが大事。有名企業が一社あれば、だれもが恵庭で働きたいかというところはない。恵庭という場の魅力を発信することが就労したい人を恵庭に呼ぶことに繋がる。大学もその大学のハード面などで魅力がある大学に学生が集まり、その結果、偏差値が上がったというところもある。 ・企業も人材が欲しいならば魅力を発信すべき。 ・札幌を就労地としている人は、その土地で働くことの雰囲気や、余暇の利便性で選んでいる傾向もある。 ・人材を育成する前に、育成する人材がいないと育成は出来ない。人の数がベースアップに繋がる。地域や企業はそこまで人を集められていない。 	<p>【短期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知方法にYOU TUBEやTVCMを使い、これまでとは一線を画した広報の実施 ・若者が使うSNS、facebook、ブログの活用。活用は時々更新するだけでは利用者はそのページにこなくなるのでこまめに更新することが大事。記事の更新の早さも重要 <p>【中・長期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のターゲットを女性や若者を重点とした施策へシフト ・中学生などへのキャリア教育 ・ふるさと納税の使い道に経済振興を加える。
基本戦略5 による地域経済の活性化 起業・第二創業・円滑な事業承継等	(1)流通・商業、サービス業での取引先や販売先などの販路拡大支援の必要性 (3)廃業可能性企業に対する支援策の検討が必要	視点3 :地元企業を支援する仕組みづくり 視点4 :起業・創業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の解消は民間だけではマンパワー不足、行政だけでは相談を受けても事業者を紹介する部分でハードルがある。(特定の事業者の利益にならないよう配慮し、相談者へ業者を紹介できない) ・まずは、廃業可能性企業など詳しい実態が分からないとそれに対応する事業が検討できない。 ・市が実施している施策を市民も知らない。利用者が積極的に調べていないのかも知れないが、広報のアプローチの仕方を変えなければならぬ。他市に劣らない魅力ある施策も知ってもらえなければ意味がない。 	<p>【短期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業毎に特化したCMを作成しYOUTUBEに流す。 例)恵庭に立地してよかったという企業の成功事例を発信。 <p>【中・長期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と民間企業の間に入る協議会などの連携できるネットワーク作り。 ・ふるさと納税の使い道に経済振興を加える。 ・廃業可能性企業の調査【H28実施予定】 ・創業支援事業計画の策定【H28実施予定】

恵庭市中小企業振興基本条例の改正について

○条例の改正内容

現行の恵庭市中小企業振興基本条例において、「条例な適正な運営を図るため」市長の諮問機関として中小企業振興審議会を置くこととしております。

この条例を受けて、市、企業、関係団体及び市民それぞれが連携・協働して取り組むための指針として中小企業基本計画を策定する際に中小企業振興協議会を置き、審議して参りました。

今後、計画の推進管理や更なる展開を進めるために協議を行う場として既存の中小企業振興協議会を変更し、以下のように取り扱うため、条例において立場を明文化することとする。

○協議会の現在の立場

基本計画の立案等のために集まっていた任意の組織。今後も継続して基本計画のPDCA、平成28年度と同様に具体的施策のアイデア出しを実施する予定。

⇒市内の中小企業のために参加いただいております、今後も継続して実施することを踏まえ、基本条例の中で設置が規定されている審議会において専門の事項を協議させるため、協議会を「専門部会」として位置づけることとしたい。

※専門部会を設置するためには…

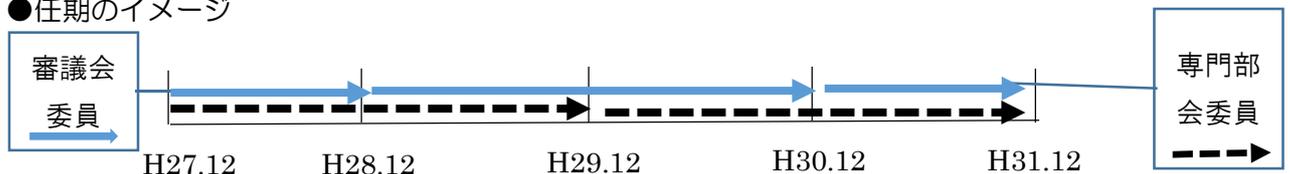
⇒専門部会を置く旨を追加した条例の改正について、議会で議決を取る必要がある。
改正する条例の案文は別紙資料③参照。専門部会の規定については、別途、規則を制定する予定。

○専門部会として協議会を設置する場合の任期

親会となる審議会と同様に2年間とすることとし、再任は妨げないものとする。

※審議会の任期は、今年度の12月に終了することから、時期をずらし任期を設定する。

●任期のイメージ



○条例改正の時期（予定）

H28.8月 審議会にて条例改正の説明
H28.11月 第4回定例会にて提出
H28.12月 公布の日から施行

恵庭市中小企業振興審議会専門部会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、恵庭市中小企業振興基本条例（平成25年条例第14号）第11条の2の規定に基づき、恵庭市中小企業振興審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、恵庭市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項を審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

（組織）

第3条 専門部会の委員は、14名以内とする。

2 専門委員の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

（任期）

第4条 専門部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門部会の委員は、再任されることができる。

（部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、第3条第2項の規定により選任された委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 専門部会の庶務は、経済部商工労働課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

中小企業経営改善調査について

○調査の目的

中小企業の経営上の課題解決（廃業による事業承継などを含む。）を支援するため、恵庭市内中小企業者等の経営改善調査を行う。市内の中小企業者の現状を把握するため、経営全般に係わる質問を行うとともに、今後の施策の方向性に関するニーズ等を把握するため、計画の基本戦略に係わる質問を行う。

また、これらの情報をデータベース化し、中小企業に対する支援に活用する。

○調査の概要

・アンケート内容について…別紙のとおり

- (1) 企業の概要について
- (2) 業況について
- (3) 取引の状況について
- (4) 経営の今後について
- (5) 人材確保について
- (6) 持続可能な生産・経営基盤の確立について
- (7) 発展的な取り組みについて

・実施期間：平成28年8月5日（金）から平成28年8月26日（金）まで

・対象者：市内企業・事業所 1,653件（企業1,372社、事業所281社）

○事業スケジュール

アンケート回収期間	8月5日～8月26日
アンケート未回答企業への問い合わせ	9月1日～9月30日
市に対するアンケート中間報告	9月23日（予定）
アンケート集計・分析	11月～
アンケート分析・報告書の作成	12月～
市への報告書の提出	平成29年1月31日（期限）

平成 28 年度 恵庭市中小企業経営改善調査 調査票

●企業の概要について

1. 業種について最もあてはまるものを一つお選びください。

- | | | |
|---|--|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 農林水産業 | <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 | <input type="checkbox"/> 建設業 |
| <input type="checkbox"/> 製造業 | <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 | <input type="checkbox"/> 情報通信業 |
| <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 | <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 | <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 |
| <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 | <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 | |
| <input type="checkbox"/> 宿泊・飲食業 | <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 | <input type="checkbox"/> 医療、福祉業 |
| <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯・理容・浴場・冠婚葬祭・遊戯場など） | | |
| <input type="checkbox"/> 複合サービス事業（郵便局、協同組合など） | | <input type="checkbox"/> サービス業 |

2. 主な製品・商品・サービスは何ですか？（_____）

3. 創業年はいつですか？ ※支社・支店の場合、開設年（_____年）

4. 代表者の方の年齢はおいくつですか？（_____歳）

5. 法人の方に伺います。資本金はいくらですか？
※ただし、支社・支店の場合、本社の額（_____万円）

6. 現在の従業員数についてご記入下さい。
正規社員（_____名） パート・アルバイト（_____名） 季節労働者（_____名）
その他（_____名）

7. 男女別従業員数は何人ですか？ 男性（_____名） 女性（_____名）

8. 全従業員の平均年齢をお選びください。 39 歳以下 40 歳代 50 歳代 60 歳代以上

9. 直近 2 カ年の売上高についてご記入ください。
 上昇（ _____ %） → 10 へ 横ばい → 12 へ 下降した（ _____ %） → 11 へ

●業況について

10. 売上増加の主な要因は何ですか？（9の回答が「上昇」の方）
 顧客や販売先が増えた 商品単価や客単価が上がった
 新商品や新サービスを開発した 他の分野や事業に進出した
 わからない その他（記述_____）

11. 売上減少の主な要因は何ですか？（9の回答が「下降」の方）
 顧客や販売先が減った 商品単価や客単価が下がった
 一部商品やサービスを廃止した 一部の分野や事業から撤退した
 わからない その他（記述_____）

12. 経営上の課題についてお選びください（3つまで）。
 売上の減少 利益の減少 コストの増加
 取引先の減少 販路の開拓 人材の不足
 人材のスキルアップ 資金繰りの悪化 設備の老朽化
 商品力の不足 技術力の低下 事業後継者の不在
 特に問題はない その他（記述_____）

●取引の状況について

13. 2年前と比べて、市内企業からの仕入はどのように変化しましたか？
 増えた 変わらない 減った

14. 2年前と比べて、市内企業への販売はどのように変化しましたか？

- 増えた 変わらない 減った

15. 市内企業との取引（仕入れ・販売等）を増やしたいと思いませんか？

- 思う 思わない

16. 直近決算期における主な仕入先と販売先の内訳について、おおよその割合をお答えください。

【仕入先】

市内（___割） 市内を除く道内（___割） 道内を除く国内（___割） 海外（___割）

【販売先】

市内（___割） 市内を除く道内（___割） 道内を除く国内（___割） 海外（___割）

17. 市内企業との取引を増やすために必要なことは何だと思いませんか？

（3つまでお選びください。）

- 市内の企業が知り合う機会の提供 工場見学会・見学ツアー 市内事業者同士の商談会
市内事業者で連携した商品開発の支援 その他（記述_____）

●経営の今後について

18. 今後5年間の事業展開について、お考えに近いものをお選びください。

また、具体的なお考えがあればご記入下さい。

- 事業拡張 現状維持 事業縮小 → 19へ
譲渡（売却・合併など） 廃業 → 24へ

具体的なお考え（記述_____）

19. 事業承継の予定について（該当するものを1つお選びください）

- 後継者は決まっておらず、候補もないが事業は継続したい → 20へ
後継者が決まっており、その後継者に事業を承継する }
後継者は決まっていないが、後継「候補者」はいる } → 21へ
現時点では、事業承継を考えていない → 25へ

20. 事業承継先が決まっていない原因は何だと思いませんか？（該当するものを1つお選びください）

次は、23の質問にお進みください。

- 適切な人材がない 後継者の育成ができていない
事業承継のやり方がわからない その他（記述_____）

21. 後継者（候補）への事業承継時期について（該当するものを1つお選びください）

- 1年以内 1年～3年以内 3年～5年以内 5年～10年以内
10年以上 未定

22. 後継者（候補）はどのような人ですか？

- 親族 親族外

23. 事業を承継する際に課題と感ずる項目について3つまでお選びください。

- 後継者への相続（株式や資産、税など）
取引先との関係維持
借入金・債務保証の引継ぎ
金融機関の理解
後継者の教育
社内体制の見直し
その他（_____）

24. 事業承継、事業譲渡、廃業に係わって希望する事項はありますか？3つまでお選びください。

- セミナーへの参加 個別相談会への参加 起業を考える者（事業譲渡先）の紹介
事業売却先の紹介 専門家の紹介・派遣 後継者の育成講座
事業承継の事例の紹介 その他（記述_____）

●人材確保について

25. 人員の状況について

- 人員が不足している 今は足りているが将来不足が見込まれる → 26へ
当面は人手が足りている 人員は過剰である → 28へ

26. 人材を確保できていない場合は何が原因だと思いますか？3つまでお選びください。

- 求人を出しても応募がない 応募はあるが適材が少ない 若年層の定着率が低い
休日の日数を増やす余裕がない 給与の額を増やす余裕がない
福利厚生を改善する余裕がない 会社の知名度が低い
その他（記述_____）

27. 人口減少社会を踏まえ、人手不足が予測されますが、今後、増やしていきたい人材はどのような人材ですか？

- 女性 高齢者 障がい者 外国人 その他（記述_____）

28. 市として、以下のような取組みを行っています。興味のある取組みや、今後さらに実施して欲しい取組みはありますか？1つお選びください。

- 合同企業就職説明会 求職者や学生の企業訪問 市民への企業 PR イベントの実施
新たに実施して欲しい取組み（記述_____）

●持続可能な生産・経営基盤の確立について

29. 経営を安定させるために必要な市の取組みは何だと思いますか？3つまでお選びください。

- 相談支援体制の整備 資金繰り支援 各種制度に関するセミナー
経営相談（コンサルタントや専門家の派遣等） 技術支援（専門家の派遣等）
社内研修会への講師の派遣 その他（記述_____）

30. 今後、相談体制を強化していきたいと考えています。市に希望することはありますか？

●発展的な取り組みについて

31. 経営をさらに発展させるために必要な市の取組みは何だと思いますか？3つまでお選びください。

- 企業間連携の促進 企業パンフレット等の発信ツールの作成
物産展などの出展への支援 新商品・技術開発への支援
恵庭市の知名度の向上 企業誘致の促進
花の拠点整備 交流人口の増加
台湾を始めとする海外との取引の支援
その他（記述_____）

●その他

経営改善について、市に要望することや政策アイデアはありますか？

--

～アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。～

○本アンケートを○月○日までに、ご返信をお願いします。

○本アンケートは今後の相談事業に活用するため記名でのご協力をお願いします。

ご 芳 名			
貴 社 名			
ご 住 所			
T E L		E-mail	
相談希望の有無	恵庭商工会議所では、経営全般や事業承継（親族内・親族外）の相談に応じています。相談希望につきまして、右記の「有・無」どちらかに○をつけてください。		有 ・ 無

※回答内容については、恵庭商工会議所及び恵庭市が中小企業支援のためのみ活用しますので、ご協力をよろしくをお願いします。

～ ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。～

H28年度 中小企業振興審議会、協議会 開催予定スケジュール

		H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3
審議会	中小企業振興審議会 (推進管理報告)					第1回審議会							
協議会	事務局準備事項				・協議会意見集約 (審議会提出) ・審議会開催案内			・経営改善調査中 間報告資料作成 ・第4回開催案内	→			・第5回開催案内	・H28年度事業 シート作成 ・H29年度各基本 戦略事業予算資 料作成
	①基本的戦略内の順位付け ②新規施策の検討 ③具体的施策の実施項目の決定	第1回協議会 →											
	具体的施策のためのアイデア出し及 び意見集約		第2回協議会 →		第3回協議会 →								
	経営実態調査中間報告								第4回協議会 →				
	①H28年度各種事業実績報告 ②協議会検討結果に係るH29年度 予算、事業報告												第5回協議会 →
市	H29年度事業分 政策的経費要求					積算 →	ヒアリング →	要望調査 →					
	H29年度事業分 通常予算要求							積算 →	査定 →				

平成29年度 恵庭市中小企業振興審議会、協議会 開催予定スケジュール

		H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
審議会	中小企業振興審議会 ・推進管理報告				第1回審議会 →								
協議会	中小企業振興協議会 ・具体的施策のためのアイデア出し及び意見集約	第1回協議会 → 第2回協議会 →											
	中小企業振興協議会 ・H28年度事業検証 ・協議会検討結果に係るH29年度予算、事業報告												第3回協議会 →
市	H30年度事業分 政策的経費要求					積算 →		ヒアリング →					
	H30年度事業分 通常予算要求					要望調査 →			積算 →	査定 →			

創業支援事業計画の策定について

○創業支援事業計画とは

産業競争力強化法において、市町村が実施する創業に関する計画（創業支援事業計画（最長5年間））を国が認定することとしています。

計画には、市区町村が民間の創業支援事業者（地域金融機関、NPO 法人、商工会議所・商工会等）と連携し、相談窓口の設置、創業セミナーの開催等の創業に関する支援記載します。

○計画策定による効果

- （1） 創業者～登録免許税の軽減、信用保証、日本政策金融公庫の融資制度などの支援
- （2） 認定連携創業支援事業者～特定創業支援事業を行う創業支援事業者が行う事業に対する補助金の交付
- （3） 市区町村～特定事業に対する交付税の措置

○道内における現状

北海道管内計画認定自治体 38 計画67市町村

○恵庭市における計画策定スケジュール

審議会へ概要を説明	8月24日
関係機関と調整	8月末から9月中旬まで
具体計画の策定	9月中旬
審議会へ素案をフィードバック	9月末
経済産業局へ素案の提出	10月中旬
経済産業局へ案の提出	11月末
計画の認定	12月末

恵庭市創業支援事業計画のイメージ（素案）

市区町村	恵庭市
認定連携 創業支援 事業者	恵庭商工会議所、起業ネットワーク恵庭（予定）
概要	<p>恵庭市においては、本計画により、体制を整備し、関係機関の連携を強化することで、の創業の実現を目指す。</p> <p>平成28年～32年にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、創業に関するセミナー等を実施します。</p>
計画の想定 期 間	平成28年度～平成32年度

